

核兵器に関する国際法と赤十字の核兵器廃絶への試み

河 合 利 修

はじめに

昭和二〇（一九四五）年八月六日広島に、九日長崎に原爆が投下され、多数の人命が失われた。その後、武力紛争における核兵器の使用はないものの、冷戦中にアメリカとソ連が核兵器の開発を進め、イギリス、フランス、中国も核兵器の保有国となった。冷戦は終了したものの、これら五カ国が多数の核兵器を保有していると同時に、あらたにインド・パキスタン・北朝鮮が核兵器を実験あるいは保有し、イスラエルも核兵器を保有しているとみられている。このような核兵器の開発、保有に対して国際社会は手をこまねいていたわけではなく、関連する条約を締結することで、ある程度の歯止めをかけた。核兵器の実験については、一九六三年に「大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約」（以下、「部分的核実験禁止条約」という）が採択され、同年発効した。核兵器の保有につ

ては、「核兵器の不拡散に関する条約」(以下、「核兵器不拡散条約」という)が採択され、二年後の一九七〇年に発効した。さらに、「ラテン・アメリカ及びカリブ海地域における核兵器の禁止に関する条約」(以下、「トラテロコ条約」という)をはじめとして、地域的な条約により、該地域においては核兵器の使用も含めた全面的な核兵器の禁止が達成されている。また、国際司法裁判所(International Court of Justice、以下「ICJ」という)は、国際連合総会(以下、「国連総会」という)の要請に基づき「核兵器による威嚇又は核兵器使用の合法性」に関する勧告的意見を一九九五年に与えた。

これに対して、核兵器の一般的な使用の禁止条約の採択は長い間達成されていなかった。また、右の諸条約にも関わらず、核兵器の一般的な実験および保有も禁止されていなかった。しかし、二〇一七年七月一七日にニューヨークにおいて「核兵器の禁止に関する条約」(以下、「核兵器禁止条約」という)が採択され、第一条により核兵器を「開発し、実験し、生産し、製造し、その他の方法によって取得し、占有し、又は貯蔵すること」(a)および「使用し、又はこれを使用するとの威嚇を行うこと」(d)が禁止され、核兵器の全面的な禁止が達成された¹⁾。核兵器の保有国およびそれらの多くの同盟国はこの条約に加入していないため、実効性には疑問が持たれており、また、発効の条件である五〇カ国の批准を満たしてはならず、いまだ未発効ではあるが、これまで長く期待されながらも達成されていなかった一般的な核兵器の禁止を定めた条約が採択されたことは画期的であった²⁾。

核兵器禁止条約を積極的に推進したのは、国際法上の法人格を有する国家だけではなく、様々な非政府組織もその採択に寄与し、なかでも赤十字は中心的な役割を果たしたといえよう。赤十字はジュネーブ諸条約に定められた義務を履行する非政府組織であり、また国際人道法を研究、発展させる役割も担っている。その中心にあるのが赤十字国

際委員会 (International Committee of the Red Cross、以下「ICRC」という) であるが、各国にある赤十字社および赤新月社もその国においてジュネーブ諸条約上の役割を担い、また、国際人道法の普及などの人道的な活動を行っている。赤十字は核兵器の禁止についても戦後長い間、訴え続けてきたが、その中立の原則にもかかわらず、政治的に議論の分かれる核兵器禁止条約の採択に積極的に関わったのは、注目に値する。

本稿では、第一に右に掲げた条約を含めた核兵器に関する諸条約およびICJの勧告的意見について、概観する。そして、赤十字が核兵器の問題において果たしてきた役割について、とくにICRCの役割を中心としながら年代順に見ていき、どのような変化が赤十字に生じたかを考察する。なお、本稿では赤十字がどのように変化したかに注目することとし、「なぜ」変化したかについての検証については、資料などの制約から今後の研究の課題としたい。また、赤十字は多義的であり、その定義は難しいが、本稿で赤十字とはICRCを念頭におきながら赤十字全体を指すものとし、ICRCや日本赤十字社が具体的な行動や発言を行った場合は、その組織名を使用するものとする。

第一章 核兵器に関する国際法

前述のとおり、二〇一七年に核兵器禁止条約が採択されたが、それに至るまで、国際社会がどのように核兵器を規制しようとしたかを概観してみたい。なお、ここでは一般的あるいは地域的な核兵器への取り組みに絞り、米ソ(ロ)間で締結された二国間条約は取り扱わないものとする。核兵器に関しての最初の取り組みとしては、一九六三年に採択された部分的核実験禁止条約が挙げられる。この条約により、核兵器の「大気圏内、宇宙空間を含む大気圏

外並びに領水及び公海を含む水中」(第一条 a)における実験は禁止された。この条約は第三条により「原締約国」のアメリカ、イギリス、ソ連の三カ国の批准で効力を生じるため、採択から二カ月あまりの一九六三年一月一日に効力が発生したが、開放条約のため、現在の当事国は一二五ヶ国である。⁴⁾もつとも、この条約は核兵器の地下実験を禁止してはならず、これは課題として残っていたが、一九九六年に包括的核実験禁止条約が採択され、その第一条により、「自国の管轄又は管理の下にあるいかなる場所においても」核実験を行うことが禁止され、地下実験の禁止が実現した。もつとも、この条約は第一四条一により附属書Ⅱにある全ての国による批准が必要であるが、附属書Ⅱにある四四カ国のうち、アメリカを含む八カ国が批准してならず、批准国数は一六八カ国にのぼるものの、いまだ発効していない。⁵⁾

核兵器の保有については、核兵器不拡散条約が一九六八年に採択され、一九七〇年に発効した。この条約により、核兵器は「核兵器国」と規定されたアメリカ、ソ連、イギリス、フランス、中国の五カ国のみ保有が認められ、⁶⁾それ以外の非核兵器国は第四条一により国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency: IAEA) の査察を受けることとなっている。この条約は全世界的に批准が進み、現在一九一カ国が締約国となっているが、核兵器を保有あるいは保有が疑われているインド、パキスタン、イスラエルは未批准国になっている。⁷⁾また、北朝鮮はこの条約からの脱退を表明したが、これが正式な脱退かどうかは意見が分かれている。⁸⁾

核兵器禁止条約の締結前に、核兵器禁止に関する地域的な取り組みが積極的に行われたのは注目に値しよう。最初に核兵器の全面的な禁止を規定したのは、一九五九年に採択、六一年に効力が発生した南極条約であった。第一条一は南極地域を「平和的目的のみに利用する」ことを定め、「あらゆる型の兵器の実験のような軍事的性質の措置は、

特に、「禁止する」と規定している。さらに、第五条一は「南極地域におけるすべての核の爆発：は、禁止する」と定めている。アメリカ、ロシアをはじめとした核兵器保有国もこの条約の批准国であることでは、注目に値しよう。⁹⁾ 南極条約は、南極条約体制のもと、よく守られているといえる。¹⁰⁾

南極に加えて、海底も非核化が実現している。一九七一年の「核兵器及び他の大量破壊兵器の海底における設置の禁止に関する条約」により、「海底区域の限界」すなわち領海一二海里より「外側の海底」に「核兵器及び他の種類の大量破壊兵器並びにこれらの兵器を貯蔵し、実験し又は使用することを特に目的とした構築物、発射設備その他の施設を：据え付けず又は置かない」ことが規定された。¹¹⁾ 宇宙については、一九六六年に「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」（以下、「宇宙条約」という）が採択された。宇宙条約第四条は、核兵器の天体への設置、宇宙空間への配備を禁止し、とくに月その他の天体については「もっぱら平和的目的」に利用され、「あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施は、禁止する」と規定し、徹底した平和利用を規定している。

これまで、世界のある地域における核兵器を禁止する五条約が採択されている。すなわち年代順に、前述のトラテロルコ条約、一九八五年の南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）、一九九五年の東南アジア非核兵器地帯条約（パシフィック条約）、一九九六年のアフリカ非核地帯条約（ベリンダバ条約）、そして二〇〇六年の中央アジア非核兵器地帯条約である。¹²⁾ これらの条約はいずれも非核兵器国がその地域内で締結した条約であるものの、トラテロルコ条約、ラロトンガ条約そしてベリンダバ条約については、核兵器国の義務を定めた議定書が一部または全部の核兵器国の批准により発効しており、条約の拘束力が担保されている。

以上のように、条約により核兵器の実験と保有が定められ、また、地域的な取り組みも行われてきたが、核兵器の使用については、議論が分かれており、現在まで続いている。これに関連する条約としては、一九七七年に採択された「千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）」（以下、「第一追加議定書」という）が挙げられる。第一追加議定書には核兵器の禁止を定めた規定はないが、その第三五条に戦闘の方法および手段として、「いかなる武力紛争においても、紛争当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は、無制限ではない」(一)と定め、さらに不必要な苦痛を与える兵器の禁止(二)、自然環境に「広範、長期的かつ深刻な損害を与える」ような戦闘の方法および手段の禁止(三)を定めている。

第一追加議定書の規定が核兵器の禁止を含んでいるかは議論が分かってきた。議定書採択の五年後発刊された *Bothe, Partsch* および *Solf* による注釈書は、外交会議の議事録から、議定書の「範囲は核兵器の使用という特別な問題を除外している」と述べている⁽¹³⁾。ICRCが作成した『コンメンタリー』では、第一追加議定書第三五条の注釈において核兵器の使用の合法性に関する記述はほとんどないが、⁽¹⁴⁾ 文民たる住民の保護を定めた第四編第一部「敵対行為の影響からの一般的保護」の注釈に詳細な記述がある。『コンメンタリー』は、外交会議において核兵器は議論されないことが決められたことは確かだが、すべての戦闘の方法および手段に適用される一般的な原則や区別原則のような慣習法のルールは有効であり、核兵器にも適用されると結論づけている⁽¹⁵⁾。

核兵器の使用の合法性の議論に一石を投じたのが一九九五年にICJがだした勧告的意見であった。世界保健機関と国連総会の二つの機関が核兵器の使用の合法性について勧告的意見を要請し、ICJは国連総会からの要請に応じた勧告的意見をだしたのである。勧告的意見の中で本稿に關係する注目すべき点は、その結論の以下の部分であろう。

ICJは「核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の要請、特に国際人道法の原則およびルールの要請と、核兵器を明確に扱っている条約と他の約束とも両立しなくてはならない」と結論を下した。¹⁶もつとも、その直後、「上記の要請から、核兵器の威嚇または使用は一般的に武力紛争のルール、そしてとくに人道法の原則およびルールに反するであろう」としながらも、「裁判所は、核兵器による威嚇またはその使用が、国家の生存そのものが危機にあるような、極端な自衛の状況において、合法か違法かに明確に結論を下すことはできない」とした。¹⁷

Shawはこの勧告的意見に関する分析のあと、「核兵器の保持と、極限状態において自衛件に関する条件を厳しく遵守した核兵器の使用については、国際法において禁止されてはいない」と述べている。¹⁸同様に、CrawfordのPartも戦術的核兵器の合法的使用の可能性に言及したうえで、「核兵器の使用を禁止する新しい条約が存在しないため、「そのような戦術的核兵器の」使用は国際人道法に違反しないだろう」と述べる一方で、その脚注において、当該書を書いている時点において、赤十字が核兵器の全面禁止を定める条約の締結のためのキャンペーンに関わっていることを紹介している。¹⁹

第二章 赤十字の動き

赤十字は、一八五九年のソルフェリーノの戦いに起源をたどることができる。この戦いにおいて、スイス・ジュネーブのアンリ・デュナンは敵味方の区別なく傷病兵を救護し、その著書『ソルフェリーノの思い出』において戦時における救護活動を行う団体を平時から設立することと、そのような団体が活動できるように国家が条約を結ぶこと

を提唱した⁽²⁰⁾。最初の提案が一八六三年に赤十字 (ICRC) として、第二の提案が一八六四年にジュネーブ条約として結実した。第二次世界大戦までの赤十字の主な活動は戦時における救護であり、広島と長崎の原爆被害者への救護活動についても、日本赤十字社が全壊を免れた広島赤十字病院および近県からの支部により行い、また、日本に赴任していたICRCのフリッツ・ビルフィンガーの電報をうけて、ICRC代表のマルセル・ジュノーが広島に赴き救護活動を行った⁽²¹⁾。

第二次世界大戦直後に開催された赤十字の国際的な会議でも、核兵器の使用の禁止あるいはそのための条約の採択をよびかける決議が次々と採択された。たとえば、赤十字国際会議は四年に一度開催される赤十字の最高意思決定機関であるが、一九四八年、戦後最初にストックホルムで開催された赤十字国際会議は、決議二四において「原子力あるいは戦争の目的のために同じような威力を持つ〔兵器〕の全ての使用を完全に禁止することを厳粛に約束するよう政府に誠実に要請する」という決議をおこなった⁽²²⁾。さらに、「赤十字と平和」と題された決議六四の中には、以下のような理想的な一節がある。

「人類の歴史は、戦争の恐ろしい惨禍に対する運動は、それが政治的分野に限られている限り、成功しないことを示している。総力戦の化学、生物あるいは原子力兵器の破壊力がますます効果的になることに直面して、これに反対する勢力はいかなる手段によつても、この恐ろしい破局を避けるようにしなければならぬ。平和は単に戦争のない状態ではない。平和はほとんどすべての人間の営みにおいて、日々、不断の努力による戦いにおいて、勝ち取られなければならない⁽²³⁾。」

第二次世界大戦の反省をふまえ、一九四九年に開催された外交会議は、既存の三つのジュネーブ条約を修正・強化するとともに、⁽²⁴⁾ それまで条約の保護の対象ではなかった文民を保護する条約をあらたに追加して、⁽²⁵⁾ ジュネーブ四条約を成立させた。外交会議においては核兵器の問題は議題に上らず、ソ連代表が委員会に提出した核兵器を禁止する条約を採択するよう国家に促した決議案は受け入れられなかった。⁽²⁶⁾ その結果、四条約の中でも特に文民の保護を定めた第四条約は、核兵器の使用を含む戦闘方法から十分に文民たる住民の保護を保護できるとはいえなかった。⁽²⁷⁾ 赤十字はジュネーブ条約を履行する義務を負っていると同時に、ジュネーブ条約を発展させることもその任務としている。赤十字は国家ではないため、ジュネーブ条約などの条約を採択するために開催される外交会議の正式な参加者ではないが、そこで果たす役割は重要である。そして、このような状況をうけ、一九五〇年四月五日にICRCは大量破壊兵器に関するアピールを行った。そのアピールの最後の段落は以下のとおりである。

「赤十字国際委員会はここに、一九四九年のジュネーブ諸条約の締約国政府および（中略）一九二五年のジュネーブ「毒ガス等禁止」議定書締約国政府に対し、原子力兵器および一般的な面で、全ての無向ミサイルの禁止に関する合意に至るためあらゆる手段をとることを要請する。国際委員会はもう一度、全ての政治的・軍事的考慮から距離をおかなくてはならない。しかし、もし厳密に人道的な立場で、国際委員会がこの問題を解決することを支援することができるなら、赤十字の原則にのっとり、その課題に専念することを用意がある。」⁽²⁸⁾

その後一九五四年にICRCは、空襲および大量破壊兵器の危険から文民たる住民を保護するための方法を非公式

に協議することとした⁽²⁹⁾。この会議において協議された結果をふまえ、ルール案が作成され、その14条は文民たる住民を危険にさらす核兵器および化学・生物兵器の使用の禁止を規定した⁽³⁰⁾。もつとも、このルール案は結局、一九五七年にニューデリーで開催された赤十字国際会議において東西両陣営の国々に反対され、前身はみられなかった⁽³¹⁾。Bugnionは、各国政府が詳細な条約を望んでいなかったため、ICRCができたことは最も基本的な原則のレベルで文民たる住民を保護する問題を再びとりあげることであったと述べている⁽³²⁾。

一九七四年から七七年まで、外交会議が開催され、ここで前述の第一追加議定書および「非国際的武力紛争に適用される千九百四十九年十二月のジュネーブ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）」（第二追加議定書）が採択された。第一追加議定書には四八条以下に文民たる住民への敵対行為の影響からの一般的保護が規定されており、軍事目標の定義や民物と軍事目標の区別原則、無差別な攻撃の禁止など、それまでにない詳細な規定を置いているが、前述のとおり核兵器の問題については外交会議では取り上げないことが決定され、これについての議論はなかった⁽³³⁾。

赤十字、とくにICRCが核兵器の人道法違反への言及と、核兵器廃絶への一般的な希望を述べるように至った契機は前述のICJの勧告的意見といえよう。ICRCはこの意見をうけて、自身の立場を再検証し、そして核兵器に関する意見を公にするに至った⁽³⁴⁾。まず、ICRCは勧告的意見が出された後の一九九六年に国連総会において声明を発したが、そのなかで以下のように述べている。

（前略）ICRCは、核兵器の使用がどのようにすれば国際人道法のルールと両立しうるか考えることが難しい。

核兵器の破壊的な効果のため、これらの兵器が使用されることを誰も望まないと私たちは確信している。裁判所の意見が、このような恐ろしい脅威を人類から取り除くための国際社会の努力に対して、新しい勢いを与えることを、ICRCは心から希望する。⁽³⁵⁾

さらに、ICRCは二〇〇二年に倫理的・人道的な面を考慮して、以下の声明を発した。⁽³⁶⁾

国際人道法の原則およびルール、特に区別と均衡性の原則、ならびに過度な傷害 (causing superfluous injury) あるいは不必要な苦痛を与えることの禁止は、核兵器の使用にも適用される。ICRCは、核兵器の使用がどのようになれば国際人道法のルールと両立しうるか考えることが難しい。

(中略)

ICRCは核兵器の完全な禁止とそのような兵器の除去を達成するために交渉を行うことを、これまでも試みてきたように、国家に要請する。⁽³⁷⁾

二〇〇九年から二〇一〇年にかけては、核兵器の問題について国際社会の注目が集まった時期であり、アメリカ合衆国とロシアの間で新しいSTART条約に関する交渉が行われ、また、バラク・オバマ大統領は核兵器のない世界に関するプラハ演説を行った。また、核不拡散条約の再検討会議が二〇一四年四月にニューヨークで開催され、そこで核兵器の使用が破滅的な人道上的結果を招くため、全ての国家が国際人道法を順守することが確認された。⁽³⁸⁾ この

ような状況下で、ICRCは核兵器に関する討議に積極的に貢献するようになり、二〇一〇年にはICRCのヤコブ・ケレンバーガー総裁が核兵器に関する外交的スピーチを初めて行った³⁹⁾。このスピーチは全編を通して人道的な面から核兵器について言及しているが、以下の点は注目に値する。

赤十字国際委員会は、核兵器に関する議論が軍事的政策と武力外交の面だけで行われてはならないと固く信じている。核兵器の存在は最も重大な問題のいくつかを呈している。その問題とは、国家の権利が人道に従わなければならない状況、人類が創った技術を人類が制する能力、国際人道法の範囲、そして人間が戦争において人間に危害を加えることを厭わない、あるいはそれが許されている範囲についてである。

(中略)

ICRCは人道組織として、純粋に法的分析を超え、そして越えなくてはならない。核兵器は以下の点においてユニークである。すなわち、破壊的な力、それらが生じさせる言語に絶する人間の苦痛、それらが影響を及ぼす範囲と時間を制御できないこと、それらが生じさせる「戦争の」拡大の危険性、そしてそれらが環境、将来世代、そして人類の生存そのものにもたらす脅威という点である。ICRCはしたがって、そのような兵器が再び使用されないことを、そのような使用に対する個々の国の見解がどのようなものであろうと、全ての国に要請する⁴⁰⁾。

長年にわたり、核兵器の議論は軍事的、政治的、あるいは安全保障上のコンテキストで議論されてきたが、その使用が人道的に壊滅的な結果をもたらし、国際人道法に適合しないことが徐々に認識され⁴¹⁾、ケレンバーガー総裁のス

ピーチもその表れといえよう。そして、二〇一四年から一五年にかけて「核兵器の人道的影響に関する会議」がオスロ、ナヤリト、ウィーンで開催され、「人道的イニシアティブ」が進展し、国家、国際機関、非政府組織などの様々な団体が、核兵器の使用による破滅的な人道的影響を考慮し、核兵器の全面禁止をとなえるようになった。⁽⁴²⁾ その結果として成立したのが、核兵器禁止条約であった。

第三章 考察

これまで見てきたように、核兵器に関する条約は当初、地域の条約を除けば、実験と保有に関するものだけであり、全面的な禁止は二〇一七年の核兵器禁止条約を待たなければならなかった。赤十字は核兵器の禁止を望みつつも、それが実現するのには七〇年かかった。本章では赤十字の核兵器に関する対応を四つの段階に分けて、赤十字の姿勢を考察する。

第一段階は、戦後直後であり、この段階では赤十字は非常に積極的に核兵器禁止を望み、また発言をしていた。赤十字は原爆が広島、長崎に投下された直後、救護活動を行ったが、このような活動を組織的に行った国際的な非政府組織はおそらく赤十字だけであり、その体験をもとに積極的な発言をしたのは想像に難くない。前述のストックホルムで開催された赤十字国際会議における決議や、あるいはジュネーブ諸条約締結後のアピールはその表れといえよう。第二段階は沈黙とまでは言えないが、赤十字が積極的に核兵器の廃絶を具体的に求めるかわりに、民間人への空襲または無差別攻撃の禁止など個別具体的な目標設定をとおして、核兵器が使用されることを防止し、あるいは核兵器

が使用された場合の惨禍を少なくしようとした一九五〇年代から一九五五年のICJの勧告的意見までである。これを端的に表したのが、日本赤十字社が約一〇年おきに自社の活動をまとめ、出版している『日本赤十字社史稿』の記述である。⁴³⁾

これ〔一九五四年のピキニ実験〕よりさき、赤十字国際委員会では、このような国際情勢下では、核兵器の禁止を実現することは困難であり、またこの問題は政治的要素を含んでいるので、真つ向から禁止の線をうち出すことは避けて、赤十字の可能な範囲で、どうすれば一般文民、傷病者、捕虜、病院その他の施設などの保護を全うすることができるか、またこのことを目的としたジュネーブ条約の趣旨を貫徹することができるかを研究することになり、各国から専門家を集めて空戦や盲目的武器から文民や中立施設を法的に保護する方⁴⁴⁾法を協議することになった。

この記述からいくつかの点が読み取れる。一つは、核兵器の禁止が政治的要素を含んでおり、中立である赤十字はこの問題を真正面から取り組むのを避けたことである。赤十字は長い間、武力紛争に当事者としてかかわることはもちろんのこと、その他の政治的な議論にも関与しないで中立を貫いてきたが、それは一九六五年にウィーンで開催された第二十回赤十字国際会議において正式に「国際赤十字運動の基本原則」の一つとして採択された。⁴⁵⁾ 中立の原則は、「すべての人からいつも信頼を受けるために、赤十字・赤新月は、戦闘行為の時いずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも政治的、人種的、宗教的または思想的性格の紛争には参加しない。」と現在、規定されている。⁴⁶⁾

この記述がなされた当時はまだこの中立の原則はなかったが、中立はその創設以来、長く赤十字が遵守してきた。⁽⁴⁷⁾ 赤十字は戦争においても、その是非を問うことはなく、戦争のすべての当事国から信頼をえて、人道的活動を行うことに注力してきた。もちろん、ジュネーブ条約上の活動、特に捕虜訪問を行う場合、そこでジュネーブ条約違反の行為を見聞することはあるが、状況を改善するためには、当該政府を批判しているように見られないよう、秘密の報告書により政府に状況の改善を要請する。⁽⁴⁸⁾

赤十字は戦時と同様、平時も中立の原則のもと、政治的問題や宗教的問題に関与することを避けている。これは、そのような問題に関わることで、政府を批判していると思われることで、結果的に人道的活動が受け入れられないことを防ぐためである。核兵器の問題も極めて政治的・軍事的な問題であり、核兵器全廃を求めることは核兵器を持つ国々を批判したととられかねない。しかも核兵器国は安全保障理事会の常任理事国であるので、その国際政治における影響力は大きく、また、ICRCの活動もこれらの国々、とりわけアメリカ合衆国政府が最大の支援国であることは見逃せない。⁽⁴⁹⁾

赤十字にとって核兵器の問題について国際社会に訴えかける契機たりえたのは、前述の一九七四年から七七年まで開催された外交会議であろう。この外交会議の成果である第一追加議定書は武力紛争の犠牲者を保護する「ジュネーブ法」だけではなく、戦闘の手段および方法を規定する「ハーグ法」も含んでいる点が画期的であり、核兵器についても取り上げることは可能であったはずである。しかしながら、前述のとおり、外交会議では政府代表者はこの問題を扱わないこととした。また、赤十字の『コンメンタリー』もこのことにふれ、核兵器にも慣習法のルールが適用されるとしているが、その記述は後の赤十字の積極的な態度と比べると抑制的であることがわかる。

このように、赤十字は米ソ冷戦と重なる約四〇年間、可能な分野における核兵器の使用の抑制に注視し、核兵器の全廃を規定する条約の提案のように、政治的に大きな問題ととられかねないことは避けたというのが妥当であろう。

第三の段階は一九九五年に出されたICJの勧告的意見である。ここで、少しではあるが赤十字も積極的な発言をし始めたことが、その声明から見て取れる。その前においては、民間人への無差別攻撃や、武力紛争の犠牲者の保護などの個別の観点から核兵器の問題に対応しようとした赤十字が、広く国際人道法あるいはその原則に言及し始めたのである。前述のICRCの国連総会での声明では、核兵器の使用が国際人道法のルールと両立しないであろうと、婉曲的ではあるが、国際人道法のルールに言及している。さらに二〇〇二年のICRCの声明も基本的には国連総会での声明と同じであるが、区別原則や均衡性の原則に加え、過度な傷害や不必要な苦痛を与える恐れがあることを強調し、より人道面における核兵器の問題を強調したことがわかる。もちろん、この勧告的意見に影響されたからといって、赤十字が核兵器の保有はもとより使用も禁止する条約の採択を提唱したわけではないが、その立場は実現可能かもしれない、核兵器に対する個々具体的な取り組みに力を入れることから、後につながるような人道的な理由から核兵器の問題を扱うように変化したといえよう。

そして、最後の段階は二〇〇九～二〇一〇年のオバマ演説と核兵器不拡散条約再検討会議を契機とした、核兵器全廃条約への赤十字の積極的な取り組みと、それに続く条約の採択であろう。中立の原則から核兵器廃絶へ積極的に関わることを避けてきた赤十字が、一九九五年のICJの勧告的意見を経て人道的な面から核兵器の問題を見るようになり、そして、核兵器全廃を求める国際的な環境が形成されるなかで、赤十字もこれまでより一歩踏み込み、核兵器を人道的な問題としてとらえ、核兵器の一般的な禁止を求めるようになった。前述のとおり、二〇一〇年にICRC

のケレンバーガー総裁は、核兵器の問題を軍事的、政治的な問題としてとらえるのではなく、人道の問題としてとらえる旨の発言をした。これは、一九九五年のICJの勧告的意見後にだされた、核兵器の使用が国際人道法の原則等に反するとしたICRCの見解を踏まえたものではあるが、核兵器の問題を軍事的、政治的問題から人道的問題としてとらえることに言及したことは画期的であった。

人道的側面から核兵器の問題を考えるのであれば、人道の原則をその諸原則の第一に掲げる赤十字がとりうる道は、核兵器廃絶を求める条約の採択であろうことは、想像に難くなく、また実際にそのようになった。核兵器の問題についていえば、中立の原則より人道の原則がまさり、赤十字は積極的な行動をとったといえよう。齊藤の「中立の赤字が高度に政治的な側面もはらむ核兵器を、その「いかなる使用も国際人道法に合致することは不可能である」と断じ、「共通の人道 (our common heritage) への挑戦」と位置付けたことは国際社会において注目を浴びる出来事となった」という意見はまさに当を得ているといえよう⁵⁰。

おわりに

赤十字は世界最大の人道団体として一五〇年以上の間、世界各地で戦争の犠牲者を保護する活動を行い、その活動には原爆投下による犠牲者の救護活動も含まれている。そして、第二次大戦直後は核兵器の禁止について積極的な発言を行った赤十字であったが、一九五〇年から徐々にその積極的な姿勢は変化し、中立の原則から政治的な問題になることを避け、一般的な核兵器の禁止よりも、核兵器に関連した具体的な問題に特化して取り組むようになった。

もつともそのような姿勢は、一九九五年のICJによる勧告的意見で変化し、そして、二〇〇九～二〇一〇年の国際情勢にもあわせて、核兵器の問題を人道的な問題と認識し、核兵器全廃を志向した。そしてその成果が核兵器禁止条約の採択であった。

もつとも、核兵器の問題はこの条約で解決したわけではなく、むしろ核兵器国およびそれらに同調する国々と、核兵器禁止条約に賛成する国々の溝が浮き彫りになったのも確かである。加えて、核兵器禁止条約は発効要件を満たしていないため、発効しておらず、また発効したとしても、核兵器国が条約に加入する可能性は低いため、条約の実効性は低いといえよう。核兵器禁止条約の採択を主張した赤十字は、国際人道法の普及活動や各国政府への働きかけなどをとおして、このような状況を変えるように行動する義務があることはいままでもない。赤十字にとっては、これからの取り組みがむしろ重要となろう。

なお本稿は、二〇一七年度文部科学省科学研究費(「大災害における被害者救済システム構築～原子力災害に関する法制を素材として～」、基盤研究(C)17K12624)の研究成果である。

- (1) 外務省ホームページ「核兵器の禁止に関する条約(暫定的な仮訳)」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000433139.pdf>による(二〇二〇年二月一六日閲覧)。
- (2) 二〇一七年七月七日現在、三四カ国が締約国である。Treaties, States Parties and Commentaries, ICRC Homepage, <https://ihl-databases.icrc.org/ihl> (二〇二〇年一月二六日閲覧)。
- (3) 赤十字においては、赤十字は単なる組織ではなく、国際赤十字・赤新月運動という運動体を指している。
- (4) United Nations Office for Disarmament Affairs, Treaties Database Home, Treaty Banning Nuclear Weapon Tests in the

- Atmosphere, in Outer Space and Under Water, https://disarmament.un.org/treaties/t/test_pan (二〇一九年二月二九日閲覧)。
- (5) 外務省ホームページ「包括的核実験禁止条約 (CTBT) 概要」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/ctbt/gaiyo.html> (二〇一九年二月二九日閲覧)。
- (6) 第九条三に「核兵器国」の規定があり、核兵器国と非核兵器国の義務がそれぞれ第一条、第二条に規定されている。なお、本稿において核兵器国といった場合は、核兵器不拡散条約が規定している核兵器国を指すこととする。
- (7) 外務省ホームページ「NPTにおける締約国 (191か国) (2017年4月現在) (出典：国連軍縮局ホームページ)」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000249745.pdf> (二〇一九年二月二〇日閲覧)。
- (8) たとえば国連軍縮局ホームページを使った締約国リストを掲載している外務省ホームページは、北朝鮮を締約国としている。同右。
- (9) 南極条約の締約国は二〇一九年二月現在五四カ国である。外務省ホームページ「南極条約・環境保護に関する南極条約議定書」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/s_pole.html (二〇一九年二月二〇日閲覧)。
- (10) 南極条約および南極条約体制については、池島大策『南極条約体制と国際法』(慶應義塾大学出版会、二〇〇〇年)を参照。
- (11) 第一条。なお、海底区域の限界の定義については、第二条。
- (12) 外務省ホームページ「これまで署名された非核兵器地帯条約」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/n2zone/sakusei.html> (二〇一九年二月二〇日閲覧)。
- (13) Michael Bothe, Karl Josef Partsch and Waldemar A. Solf, *New Rules for Victims of Armed Conflicts: Commentary on the Two 1977 Protocols Additional to the Geneva Conventions of 1949*, Martinus Nijhoff Publishers, 1982, p. 191.
- (14) Commentary of 1987, S 1403, Treaties, States Parties and Commentaries, ICRC Homepage, available at <https://ihl-databases.icrc.org/applic/ihl/ihl.nsf/INTRO/470> (二〇二〇年一月二六日閲覧)。
- (15) *Ibid.*, S 1852.
- (16) International Court of Justice, *Reports of Judgments, Advisory Opinions and Orders, Legality of the Threat or Use of*

Nuclear Weapons, Advisory Opinion of 8 July 1996, para. 105, available at <https://www.icj-cij.org/files/case-related/95/095-19960708-ADV-01-00-EN.pdf> (二〇二〇年一月二六日閲覧)。なお、この判断は裁判官の全員一致によった。本稿における勸告的意見の日本語訳は筆者が行ったものである。

- (17) *Ibid.* なお、この判断は七対七で判断が分かれたため、裁判長が賛成に一票を投じた。
- (18) Malcolm N. Shaw, *International Law*, 6th ed., Cambridge University Press, 2008, p. 1189.
- (19) Emily Crawford and Alison Pert, *International Humanitarian Law*, 5th ed, Cambridge University Press, 2018, p. 226 & note 257.
- (20) Henry Dunant, *Memory of Solferino*, Originally published in 1962, English version, American Red Cross (1939, 1959) Reprinted by the International Committee of the Red Cross, pp. 117 and 126.
- (21) 日本赤十字社および ICRC の救護活動については、François Bugnion, ‘The International Committee of the Red Cross and nuclear weapons: From Hiroshima to the dawn of the 21st century’, *International Review of the Red Cross*, Vol. 87, No. 850, 2005, 511-524, pp. 512-514. が簡潔にまとめて読んで読むこと。
- (22) *Seventeenth International Red Cross Conference, Stockholm 1948, Report*, p.94. 筆者訳。
- (23) *Ibid.*, pp. 102-3. 筆者訳。なお、この部分を含む決議六四の二は、赤十字の代表者会議と赤十字社連盟により提出された「平和に関する宣言」を赤十字国際会議が採択したものである。
- (24) 成立したのは、「戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約」(ジュネーブ第一条約)、「海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約」(ジュネーブ第二条約)、「捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約」(ジュネーブ第三条約)である。なお、ジュネーブ第二条約については「千九百六十年のジュネーブ条約の原則を海戦に应用するための千九百七十年十月十八日の第十八ハグ条約」が改正されて成立した。
- (25) 戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約。

- (26) Bugnion, *supra*. note 21, pp. 515-516.
- (27) *Ibid.*, p. 516.
- (28) “Arme atomique et armes aveugles” (Atomic weapons and non-directed missiles), *Revue internationale de la Croix-Rouge*, English supplement, Vol. III, No. 4, April 1950, pp. 70-73, reprinted in Bugnion, *supra* note 21, pp. 516-517. 筆者訳。
- (29) Bugnion, *ibid.*, p. 518.
- (30) *Ibid.*, p. 518.
- (31) *Ibid.*
- (32) *Ibid.*
- (33) *Ibid.*, p. 519.
- (34) Linh Schroeder, “The ICRC and the Red Cross and Red Crescent Movement: Working Towards a Nuclear-Free World since 1945”, *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, 2018, Vol. 1, No. 1, 66-78, pp. 69-70.
- (35) ‘ICRC statement to the United Nations General Assembly on the Advisory Opinion of the International Court of Justice on the legality of the threat or use of nuclear weapons’, *International Review of the Red Cross*, March 1997, No. 316, pp 118-119. 筆者訳。
- (36) Bugnion, *supra*. note 21, p. 522.
- (37) (Internal) Document A 1218 rev2, adopted by the ICRC Assembly on 27 June 2002; “Use of nuclear, biological or chemical weapons: Current international law and policy statements”, Information note to Presidents/Secretary Generals of National Societies, 4 March 2003, ICRC Archives, file 141.2-011, reprinted in Bugnion, *supra*. note 21 pp. 522-523. 筆者訳。
- (38) 齊藤彰彦「被爆七〇年目の人道理念―核兵器廃絶を目指す人道的アプローチにみる」『人道研究ジャーナル』第五号、二〇一六、四八―六三頁、五四頁。Schroeder, *supra*. note 34, p. 70.
- (39) Schroeder, *ibid.*, p. 70. スプーチの「Bringing the era of nuclear weapons to an end」, Statement

by Jacob Kellenberger, President of the ICRC, to the Geneva Diplomatic Corps, Geneva, 20 April 2010, available at <https://www.icrc.org/en/doc/resources/documents/statement/nuclear-weapons-statement-200410.htm> (二〇一〇年一月二六日閲覧)。

- (40) “Bringing the era of nuclear weapons to an end”, *ibid.* 筆者訳。
- (41) Schroeder, *supra*. note 34, p. 71.
- (42) *Ibid.*, p. 72.
- (43) 日本赤十字社編『日本赤十字社社史稿』第六卷、日本赤十字社、一九七二年。
- (44) 同右、一四五頁。
- (45) のちに、赤十字に加え、赤新月が加えられ、「国際赤十字・赤新月運動の基本原則」となった。
- (46) 日本赤十字社ホームページ「赤十字基本七原則」<http://www.jrc.or.jp/about/principle/> (二〇一九年十二月二二日閲覧)。
- (47) Cornelio Sommaruga, “Swiss neutrality, ICRC neutrality: are they indissociable?”, *International Review of the Red Cross*, 1992, No.288, pp. 264-273, p. 267.
- (48) もともと、秘密の報告書も時により、公になる場合がある。たとえば、イラク戦争においては、アメリカ軍のアブ・グレイブ収容所におけるイラク人の取扱について、アメリカに改善を求めたICRCの報告書が何らかの理由で公にされ、ICRCに批判が集まった。“What is the ICRC’s position on the reported abuse of Iraqi prisoners by US and UK forces”, 6 May 2004, available at <https://www.icrc.org/en/doc/resources/documents/faq/5ynj5r.htm> (二〇一〇年一月二六日閲覧)。
- (49) 二〇一八年にICRCが各国の政府から得た資金の総額は合計一五億六七〇八万七四四〇スイス・フランであったが、そのうち、アメリカ合衆国政府は四億六一九〇万一一六〇スイス・フランを支出し、総額の四分の一強を占めている。International Committee of the Red Cross, *Annual Report 2018*, 2019, p. 587.
- (50) 齊藤「前掲論文」五六頁。